

会議録

会議の名称	令和7年度第2回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和7年7月24日(木) 午後2時00分 開会・午後4時00分 閉会
開催場所	川越市中央公民館 軽体育室
議長(会長) 氏名 *敬称略	議長:青木 亮(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	青木亮(会長)、佐野勝正(副会長) 中野敏浩、村山博紀、柿田有一、片野広隆、桐野忠、小澤哲也、吉野郁恵、 宮岡寛、山口陽子、野口典孝、横山三枝子、村上直、佐久間佳枝 の各委員(15名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	山崎宏史、新井康夫、菅間和範 の各委員(3名)
事務局職員 氏名(職名)	内田 真(上下水道局長) 【財務課】 馬橋 洋(課長)、内田 拓亨(副課長)、佐藤 和明(副主幹) 【給水サービス課】 堀 尚吾(上下水道局参事兼課長) 【事業計画課】 小林 武(上下水道局副局長兼課長) 【水道課】 新井 賢一(上下水道局参事兼課長) 【下水道課】 西村 雅喜(課長) 【上下水道管理センター】 石戸 祐仁(所長) 【総務企画課】 矢野雄一(上下水道局副局長兼課長)、嶋村典子(副課長)、高田英明(副主幹)、児玉陽介(主査)、佐々木亮(主査)、金井拓実(主事)
傍聴人(人数)	1名
会議次第	別紙のとおり

配付資料	<p>(事前配付資料)</p> <ul style="list-style-type: none">○令和7年度第2回川越市上下水道事業経営審議会次第○資料1 下水道使用料改定率（案）○資料2 下水道使用料の基本的考え方について <p>(当日配付資料)</p> <ul style="list-style-type: none">○日高市役所（下水道課）からのお知らせ○日高処理区 位置図・案内図
------	---

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>1 開会 【傍聴希望者の確認】 事務局より資料の確認、傍聴希望者はいない旨の報告がなされた。</p>
	<p>2 議題 (1) 諮問事項 下水道使用料の改定について (2) その他</p>
事務局	<p>資料1に基づき説明。 また前回審議会におけるご質問に対し、以下へ回答を訂正。 「令和12年度以降の使用料改定については、改めて使用料算定期間を設定し、使用料改定の必要性について検討していく。」</p>
議長	ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。
副会長	<p>過去にいたいたいた下水道使用料改定の状況に関する資料を拝見し、下水道事業がどのような形で行われてきたのか確認をしました。 その中で直近は平成12年度の改定率が20. 65%、平成21年度の改定率が35. 34%となっておりますが、経緯をご説明いただきたい。</p>
事務局	今お話をいたいたいたとおり、平成21年度の改定率35. 34%が直近のものになっております。この時は4年かけて合計で35. 34%の値上げを行ったという形になっており、今までの改定は令和5年度の下水道事業年報の84ページのとおり変遷をしてきてるという状況となっております。
議長	他はいかがでしょうか。
委員	資料1の6ページの⑨番、一般会計繰入金の赤字補てん分について、経営戦略の時はこの赤字補てん分を見込んでいなかったと考えられますが、いかがでしょうか。
事務局	この赤字補てん分は、前年度の経営戦略の中において一般会計補助金の中に含まれております。
委員	資料1の6ページと7ページの数字は、経営戦略の金額とイコールであるという理解でよろしいでしょうか。

事務局	はい。前年度の経営戦略の際にご提示した各種資料とイコールとなっております。ご指摘いただきました箇所につきましては、前年度の経営戦略における令和10年度の収益的収入を分解した数字を示しており、あくまでも、戦略当初の段階で料金改定をしなかった場合の見込みを分解したものとしてご理解いただければと思います。
委 員	理解の仕方としては、「このまま改定を行わなかったならば赤字補てんをしなくてはならない」という事を示しているだけで、「赤字補てんをします」という意味ではないという理解でよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりでございます。
委 員	わかりました。
【傍聴者1名入室】	
議 長	他にご意見ご質問が無いようでしたら、下水道の改定率につきましては、経営戦略とおり40%と設定することとしまして、今後の審議の方を進めていただければと思いますがよろしいでしょうか。
副会長	戦略の中で職員給与費が低いのではないか、物価上昇率は国の指針である3%とした方が良いのではないかとは思っておりますが、昨年度議論したことございますので、40%の改定率でご了解いただけたらとは思っております。
議 長	今、副会長からご意見ございましたけれども、昨年度議論の上決定した率ということもございますので、改定率を40%で設定した上で議論を進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。
(異議なし)	
議 長	そうしましたら、改定率は40%ということでこの後の議論を進めさせていただきます。一旦ここで10分程休憩を入れさせていただき、休憩後から次の議題とさせていただきます。
(休憩)	
議 長	時間となりましたので、審議の方を再開させていただければと思います。

事務局	<p>まず休憩中に先程の議論につきまして、いくつかご質問をいただきましたため、ご説明致します。</p> <p>1つ目のご質問としましては、資料1の6ページ目、改定ベースでの使用料における収益的収入の金額が67.4億円とありますが、収益的支出の66.3億円との1.1億円の開きについて理由をご説明いただきたいというところでございました。</p> <p>こちらにつきましては、経営戦略において使用料改定後の年度、令和9、10、11年度ですが、この年度において、いずれの年度でも2.3億円以上の利益がでるよう改定率の設定をしたものでございまして、こちらは、経営戦略の96ページになりますが、原価計算表のところで、資産維持費を約2.3億円見込みましたので、こういった計算になっております。利益は、年々下がっていきますので、令和10年度に限って見ますと、資産維持費分2.3億円と1.1億円で3.4億円の純利益が出ているものになります。</p> <p>続きまして2点目ですが、資料1の6ページ(2)の収益的収入⑦番の一般会計負担金などが現行ベースでは23.9億円となっているものに対し、改定ベースでは23.6億円と0.3億円減っている理由についてご質問がございました。</p> <p>こちらにつきましては令和8年10月に40%の改定をしたという前提で作っておりますが、そうしますと令和8年度と令和9年度の企業債の借入額が減り、それによる支払利息の一般会計負担分である雨水部分が0.3億円減少したということでございます。</p>
議長	今の補足説明に対してご意見ご質問などはございますか。
	(質問なし)
議長	では次の審議へ進めたいと思います。②下水道使用料算定の基本的な考え方について、事務局の方から説明をお願い致します。
事務局	資料2に基づき説明
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問等ございましたでしょうか。
委員	7ページ図の用途についてですが、家事用その他と分かれている中で家事用については理解ができるのですが、その他の内訳について教えていただけたらと思います。また公衆浴場に対して該当する施設についてご教示いただきたいです。
事務局	まず家事用その他の部分のお話ですが、こちらは下水道の料金表を作成する

	<p>ときに公衆浴場用というのを作った関係上、公衆浴場用以外のもの、家事用だけだと、他の部分のものはどうだという話になてしまふと困るので、その他という項目が付いているという形でご理解いただければと思います。</p> <p>また公衆浴場の用途区分については令和2年度以降の該当者はおりません。公衆浴場に該当する施設という形になりますと、いわゆる銭湯が該当するものになります。川越市内の銭湯はなくなつてしまひましたので、現段階では、この公衆浴場に該当する施設はないということでございます。</p>
委 員	<p>もう一つ質問です。家事用とその他の中には、例えばたくさん的人が集まるホームセンターであるとか、そういうショッピングモール的な施設、それからあんまり大きな工場はないと思うんですけども、大規模な100人以上とか50人以上とかの人が働くような工場なども全部、現段階では基本料金は200円という理解でもよろしいでしょうか。</p>
事務局	はい。
議 長	他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
委 員	<p>資料2の1ページ右側の表の中に20m³という基準がありますが、川越市の標準家庭としては、20m³が適切なのでしょうか。実際のところはもっと高い請求額と捉えておりますが、実情についてご教示いただきたいのですが。</p>
事務局	<p>実際の請求はもっと高いのではないかというご指摘につきまして、実際には2ヶ月分を一度で請求をしております。資料におきましては1ヶ月20m³という設定で考えておりますので、実際には2ヶ月分でまとめると40m³になるということでご理解いただければと思います。</p> <p>また20m³というのは実際の平均値であるのかというご指摘につきましては、川越市の平均値というわけではなく、あくまでも水道や下水の標準的な指標を示すときによく使われる数字として20m³という指標がございますので、現段階ではあくまでも例示として出させていただいているという形でご理解いただければと思います。</p>
委 員	川越市で生活をされている方々の平均的使用料についてご教示いただきたいのですが。
事務局	次回お示しさせていただきます。
議 長	他はご意見のある方いかがでしょうか。
副会長	次回審議をするにあたり、どういった資料をご準備いただけるのでしょうか。

事務局	<p>現時点では具体的な料金表の案と類型を提示させていただいて、ある程度わかるような形でお示しできればということで考えております。</p> <p>今の20m³という指標につきましても、一つの類型になると考ててはおります。</p>
副会長	<p>今的基本料金のあり方として、固定費と変動費の過去3年間を示した表を資料としてご提供いただけたらと思います。また先程の質疑におきまして基本料金が200円であるというお話がありましたけれども、こちらにつきましては下水道料金のメーター1箇所だけを示されているのでしょうか。</p> <p>例えばメーターが2つも3つもあるお宅は、検針の費用がその分掛かっているはずですので、そういう実態をちゃんと調査した上での料金になっているのか、そのデータを見せていただきたいです。</p> <p>あと例えば公衆浴場みたいに井戸水を使っているところから、ちゃんと下水道料金を取れているかその辺の実態も教えてほしいです。それから、浄化槽を使っている人たちとの不公平感の問題も、本当は考えないといけないのではないかと思います。</p> <p>ですから、まずは基本料金の考え方とか、その根拠になる資料をしっかりと用意していただきたいです。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、費用分解した内容というのをちゃんとお示しした上での、料金表等お話という形で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>井戸水につきましても、下水道料金を取れているかどうかお示しできるようにご準備させていただくという理解でよろしいでしょうか。</p>
副会長	はい。
委 員	<p>今副会長からもご指摘がありましたが、一般家庭からだけではなく、スーパー銭湯などの大口利用者からの料金も考えた方がいいかと思います。</p> <p>それから、そもそもこの料金が本当に高いのか安いのか判断をする指標として、川越市的一般家庭が平均でどれくらい使っているのか、よその似たような市と比べてどうなのか、比較できる資料を見せていただけたらと思います。</p> <p>あと市全体でこれだけの水を処理するから、これだけの費用が掛かるという予定排水量データの資料もぜひ、お願ひします。</p>
事務局	<p>ご意見いただきました公衆浴場の部分のお話は、昔からあった銭湯を多少優遇するための安い料金設定のものになっており、いわゆるスーパー銭湯などの下水につながっているところにつきましては通常の料金設定で使用料をいただいているという形になりますのでご理解いただければと思います。</p> <p>また川越市の平均値、予定排除量につきましては昨年度の投資財政計画において作成をしたところではありますが、ご指摘の箇所につきましてもご要望に</p>

	お応えできるよう、準備をしていきたいと思います。
議 長	今のお話ですといわゆるスーパー銭湯は「家事用その他」の方に入っているという理解でよろしかったでしょうか。
事務局	はい。
議 長	他にご意見のある方はお願ひ致します。
委 員	基本料金が安定的な経営につながるということになれば、上げていくっていうことが必要であると私は思っております。方法としましては、上水道の使い方によって下水道の使用料にも影響が出てくると思いますので、一般の消費者に対し下水道にもお金が掛かっている点を含めた上で水を大切に使うような啓発を行いつつ、基本料金を上げてもいいと思います
事務局	今ご意見いただきたいわゆる啓発という部分も、これから頑張って参りたいと思っております。
議 長	他はいかがでしょうか
委 員	排除量ごとにどの世帯がどの料金帯に属しているかという資料のご提供をお願いします。これがあれば川越市の世帯がどれくらいの排水量であるか、使用料の分布が見えてくると思います。
	それから、料金体系は積み上げ式ですよね。たとえば50m ³ 使っている世帯でも、最初の0～10m ³ はその区分の単価で計算されて、次の10～22m ³ もまた別の単価でというふうに、段階的に料金が加算されていく仕組みであると理解しております。ですから、使用量が多い世帯ほど高い単価の区分が適用されて、結果的に負担が大きくなる構造になっているわけです。
	今回40%の値上げを目指すということであれば、まず必要な収入額が決まり、その上で、基本料金と従量料金をどう振り分けるかがポイントになると思います。ただ、単純にすべての区分を40%値上げするという話ではなく、使用量の多い帯域に重点的に負担をお願いするような調整が必要になると考えますので、そのあたりを資料としてご提供いただけますと合理的な議論ができるかと思います。よろしくお願ひ致します。
事務局	ご意見、アドバイスいただいた部分もできる限り組み込みまして、次回お示しできるようにしたいと思います。
議 長	他はいかがでしょうか。

委 員	県内でも改定する自治体が相当数あるかと思われるため、川越市が改定をした場合の比較検討材料として、県内の改定をしている自治体はどのような改定をしたかを知りたいのですが。
事務局	できる範囲でご用意させていただきたいと思います。
副会長	県の維持管理負担金についてですがミニマムの金額は指定されているのでしょうか。
事務局	県の1m ³ 当たりの単価が決まっているだけですので、県の維持管理負担金は流した量に対する金額のみでございます。
議 長	他はいかがでしょうか。
委 員	可能かどうかはわかりませんが、用途と基本料金につきまして、大口の事業者に対しては一般家庭とは別で負担していただく、用途自体を変えるなどの方法をご検討いただけたらと思います。
事務局	用途区分につきましてはなかなか難しいところがございますため、可能かどうかも含めましてお調べ致します。
議 長	他はいかがでしょうか。
委 員	用途の部分ですが、大元の料金の書き方というのはやはり検討の余地があるのではないかと考えております。検討項目の当初から用途が外されているかと思うのですが、なぜ外されているのかご教示願えればと思います。
事務局	今回の議論としては基本料金や排除量の段階や単価などの議論ということです当初より想定させていただいておりましたが、用途の部分などにつきましては委員の皆様よりご意見をいただいておりますので、改めて事務局で検討致します。
委 員	あともう一点、用途についても分けている自治体の有無につきましても、お調べいただけたらと思います。
事務局	そのような部分についても他市の状況を確認させていただいた上で、次回お示しできればと思います。
議 長	他はいかがでしょうか。
副会長	次回審議会において、下水道使用料の算定の基本的な考え方について、骨

	子などをご説明いただきたいと思います。
事務局	ご指摘いただいた部分につきまして、次回ご説明できるようにしたいと思います。
議長	他はございますか。
委員	検針につきましては、現時点で上水道の検針だけと理解していたのですが、下水の方でもこの検針費用というものを必要な経費としてお持ちなのでしょうか。
事務局	いわゆる検針というのは、水道の使用量を測定する業務のことで、そのデータをもとに下水道使用料も算定されています。現在、水道の検針業務については、水道部門が包括的に業事をしており、検針や請求などを一括して行っている状況です。
	その中で、下水道に関する部分の費用については、下水道会計から負担金という形で水道会計に支出している仕組みになっています。したがって、この負担金が、下水道会計上では検針経費として位置づけられる、とご理解いただければと思います。
委員	よくわかりました。実務的には上水道の方だけれども、負担金という形で下水道の使用量がそこに絡んでくるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりでございます。
議長	他はいかがでしょうか。
	他にご意見ご質問などが無いようでしたら、今後の下水道の使用料体系、使用料の検討にあたりましては、今回事務局から説明がありました基本的な考え方について、審議の方を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは今回の説明をもとに進めさせていただくということで、次回、使用料表の案が出てくると思いますけれども、その際実際の使用状況等、根拠になるデータも一緒に示していただければと思いますので、よろしくお願い致します。
事務局	(2)その他 当日配布した資料「日高市役所(下水道課)からのお知らせ」及び「日高処理区位置図・案内図」に基づき、川越市内であるものの、下水処理が日高市の終末処理場で行われている「日高処理区」にお住まいの方向けに、令和7年9月検針分より使用料が改定される旨のご案内があることを説明した。

次回の経営審議会の開催日程等について、以下のとおり説明した。
第3回経営審議会 令和7年8月18日(月)午後2時開会 中央公民館

4 閉 会